

令和7年度沖縄戦の語り継ぎ手養成事業業務委託仕様書

1 業務委託名

令和7年度沖縄戦の語り継ぎ手養成事業業務委託

2 事業目的

戦後80年が経過し、戦争体験者の高齢化に伴い、これまで第一線で平和講話（学習）を担ってきた貴重な人材が減少しており、体験談を直に聞く機会がなくなる日が近づいている。

また、現在活動中のボランティア団体等による平和講話の担い手も高齢化に伴い、後継者の育成が急務となっている。

このため、県が複数年度に渡り、毎年度一定の平和講話（学習）を实践できる人材を育成するための養成講座を実施し、次世代の語り継ぎ手を育成する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日までとする。

4 受託料

(1) 業務委託料は 8,694,000 円 以内（消費税込み）の額。（本事業の企画提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。）

(2) 積算の費目は、次の通りとする。

ア. 直接人件費

イ. 直接経費（報償費、旅費、通訳・翻訳料、印刷製本費、広告料、使用料、再委託費等）

ウ. 一般管理費（※1）

エ. 消費税相当額（※2）

（※1）一般管理費については、次の計算式により算出すること。

（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 以内

（※2）消費税相当額（直接人件費＋直接経費＋一般管理費）×10/100

(3) 委託料見積額 = ア＋イ＋ウ＋エ

5 業務の概要と企画提案にあたっての留意点

業務の概要は下記の（1）から（5）のとおり。企画の提案にあたっては業務の概要と事業目的を踏まえて、事業目的を最大限達成することができるような企画を提案すること。なお、実際の業務実施にあたっては必要に応じて沖縄県と調整し、了解を得るものとする。

(1) 実施予定期間・実施日数・実施時間数

（ア）実施期間は令和7年7月頃から令和8年1月とする。（募集期間は含まない）

(イ) 実施日数は14日程度とする。(開講式及び閉講式を含む)

(ウ) 実施時間数は30時間から40時間程度とする。

(2) 募集人数

40名程度

(3) 募集に係る要件

以下の4つの条件を満たせる方とする。

①沖縄本島または石垣市で実施される当該養成講座の課程を履修可能であること。

②令和7年4月1日現在、18歳以上の者であること。

③本講座修了後は、沖縄県平和祈念資料館友の会または、八重山平和祈念館友の会(仮称)、あるいは他のボランティア団体、学校等において平和講話・ガイド等の活動を行うことが可能であること。

④本講座修了後、フォローアップ研修(1回)に参加すること。また、1年間の活動報告を行うことが出来ること。

(4) 選考

①選考については、有識者等による選考委員会を設けるなど、公正・公平な選考となるとともに、事業の目的が達成できるような選考とすること。

(5) 講座内容

①沖縄の近代史に関する講座(琉球王国時代～戦前の沖縄)

②沖縄本島及び離島地域における沖縄戦に関する講座

③八重山戦争マラリアに関する講座

④沖縄県の戦後復興に関する講座(戦後～現在)

⑤戦争体験者の語り継ぎ手に関する講座及び実習

⑥平和学習ファシリテートに関する講座及び実習

⑦戦争関連遺跡及び施設のフィールドワーク

⑧平和講話・ガイド、語り継ぎの実践に関する講座及び実習

⑨レポート作成に関する講座

⑩本講座修了後(次年度)にフォローアップ研修(1回)

⑪その他、必要と認められる内容の講座及び実習

(6) 講座実施場所

沖縄本島及び石垣市

(7) 講座実施方法

(5) 講座内容	実 施 方 法
①～④に関する内容	本島会場及び石垣会場で同時に受講できるように、会場をオンラインで繋ぎ講座を実施する。
⑤～⑧に関する内容	本島会場、石垣会場及びフィールドワーク会場それぞれで現地開催する。
⑨に関する内容	本講座受講後、1年以内に前年の参加者に対してフォローアップ研修を実施する。
⑩に関する内容	内容、目的に応じて本島会場及び石垣会場でオンラインまたは、現地で開催する。

(8) 修了証の要件

①修了証は原則として当養成講座の課程をおおむね履修し、レポートを提出した後、目的を達成したと認定された者に交付する。

※ レポートの作成について、講座修了時までに A4 用紙 3～5 枚程度とする。内容は「課題研究」とし課題研究とは、自ら課題を設定し作成するものとする。

(9) 成果報告書の作成

(ア) 掲載内容

養成講座成果品として成果報告書を作成すること。成果報告書は、以下の①～③に関する内容を盛り込み、県内公立図書館や平和関連施設、平和ボランティア団体等へ配布すること。

- ①各プログラムの実施内容のまとめ
- ②事業概要、実施体制、研修スケジュール、参加者リスト、研修時の写真
- ③レポート
- ④各研修でのアンケート結果（沖縄戦や戦後の沖縄に関する理解度、研修に関する感想など）

6 業務内容

(1) 参加者の募集と選考

- ①県内在住者に広く募集するための広報活動をおこなうこと。
- ②本島会場及び石垣会場で合わせて 40 名程度を選考すること。
本島会場で 30 名、石垣会場で 10 名を想定。
- ③参加者の選考については、参加者選考委員会（3～5 名程度）等による方法等を用いて公平に実施するとともに、事業の目的が達成できるような選考とすること。

(2) 講座内容の策定及び実施

- ①「(5) 講座内容」に沿った講座を事務局へ提案すること。
- ②会場・通信機材・フィールドワーク等の手配に係る必要な手続き・支払い全般に関すること。
- ③講座実施に係る講師の手配及び事前調整、謝金及び交通費等の支払いに関すること。
- ④講座に必要なテキストの購入、資料の印刷に関すること。
- ⑤対面形式で行われる講座については、撮影を行い後日オンデマンドで参加者が視聴できるようにすること。(例:特設の YouTube チャンネルを作成し、限定公開をする。)
- ⑥⑤で撮影した動画を事業修了後にDVD等の記録媒体で納品すること。
- ⑦「沖縄県平和祈念資料館友の会」「八重山戦争マラリア遺族会」「八重山戦争マラリアを語り継ぐ会」と連携して養成講座を実施すること。
- ⑧養成講座修了者には「修了証」及び顔写真入り「受講者証明カード」を発行すること。
- ⑨参加者が最後まで受講できるように、フォローアップすること。

(3) 養成講座成果報告書の作成及び配布

- ①A4版100～200項程度で、印刷とし、600部作成を想定。
- ②報告書は参加者及び沖縄県平和祈念資料館が作成する報告書配布リストに掲載された県内公立図書館や平和関連施設、県内平和ボランティア団体等へ配布する。400カ所を想定。
- ③報告書のデータをPDFデータで提供すること。

(4) 育成者データベースの作成

- ①受講生の氏名、職業、住所及び沖縄戦の「語り継ぎ手」としての活動状況をデータベースとして作成し、更新を行うこと。

(5) 業務完了報告書の提出

- ①委託契約終了と同時に、業務に要した経費を明らかにする「業務委託経費使用明細書」を備えた「業務完了報告書」を正副各1部作成し、提出すること。
- ②計上経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出すること。その際、計上経費は、回数、単価、個数等算出根拠がわかるよう明記すること。

(6) その他

- ①実施にあたり、事前に参加者向けオリエンテーションを実施すること。
- ②参加者の自宅から講座及びフィールドワーク先までの旅費は参加者負担とし、委託費に含めない。
- ③積算の費目は、以下を参考に作成すること。
ア. 直接人件費

イ．直接経費（報償費、旅費、印刷製本費、広告料、使用料、再委託費等）

ウ．一般管理費（※１）

エ．消費税相当額（※２）

（※１）一般管理費については、次の計算式により算出すること。

（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 以内

（※２）消費税相当額（直接人件費＋直接経費＋一般管理費）×10/100

■委託料見積額＝ ア＋イ＋ウ＋エ

7 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権及び使用権は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

8. 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し又は請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

①契約の主たる部分

ア．契約金額の50%を超える業務

イ．企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ．その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることができる業務等の範囲は、以下のとおりとする。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

(4) 再委託の相手方の制限

本業務委託の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に本業務を委任し、又は請け負わせることはできない。

(5) 関係会社等への再委託

関係会社等との取引であることのみを選定理由とした再委託は原則禁止する。経済性の観点から、相見積もりを取り、最低価格を提示した者を選定すること。

9. 守秘義務・個人情報の取扱いについて

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。また、業務上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに特に 個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱については、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。